

# 建設緑政局公有地財産活用調整委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 建設緑政局における公有地の財産活用に関し審議し、もって公有地に係る施策の適正な推進を図るため、建設緑政局公有地財産活用調整委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 建設緑政局が所管する土地の財産活用に関すること。（但し「川崎市道路占用規則」に定めのあるものを除く）
- (2) 建設緑政局が所管する土地の財産処分に関すること。
- (3) その他建設緑政局が所管する土地の施策に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は建設緑政局長とし、副委員長は総務部長をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員)

第5条 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 緑政部長
- (2) 道路管理部長
- (3) 道路河川整備部長
- (4) 自転車利活用推進室長
- (5) 等々力緑地再編整備室長
- (6) 広域道路整備室長
- (7) 川崎区役所道路公園センター所長
- (8) 幸区役所道路公園センター所長
- (9) 中原区役所道路公園センター所長
- (10) 高津区役所道路公園センター所長
- (11) 宮前区役所道路公園センター所長
- (12) 多摩区役所道路公園センター所長
- (13) 麻生区役所道路公園センター所長

ただし、第5号から第13号の委員については、その所管する区域のみ該当とする。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に関係者の出席を求めることができる。
- 3 委員長は、緊急に審議する必要があるなど委員会を召集する時間的余裕がないと認めるときは、副委員長及び各委員の意見を徴することにより委員会の会議に代えることができる。
- 4 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 5 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。

(幹事会の設置)

第7条 委員会の円滑な審議を図るため、委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、委員会に付議する事案についてあらかじめ審査し、その結果を委員会に報告する。
- 3 委員長は、幹事会に所掌事務を分掌させることができる。
- 4 前3項に規定するもののほか、幹事会に関し必要な事項は、別に定める。

(付議)

第8条 委員会に付議したい事案のある者は、委員長にその資料を提出するものとする。

(事務局)

第9条 委員会の庶務を処理するため、事務局を建設緑政局総務部企画課計画調整担当に置く。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月29日から施行する。